

## 1. 目次

- 【1】【PCT】国際出願関係手数料改定のお知らせ（特許庁）
- 【2】日本弁理士会中国会の松本弁理士が IP BASE AWARD 奨励賞を受賞（特許庁）
- 【3】【IP ePlat】令和8年1月・2月コンテンツリリースのお知らせ（INPIT）
- …… イベント情報 …… ■
- 【4】「デザイン経営が企業を変える ～なぜ、特許庁がデザイン経営を推進するのか～」のご案内（特許庁）
- 【5】発明の日記念講演会『「知的財産」×「女性」キャリアデザインを考える』のご案内（広島県発明協会）
- …… ■
- 【6】【知財コラム】 パテントGO！  
「ラビオリはべりいまそかり※」  
日本弁理士会中国会 弁理士 川角 栄二

- 【7】J-PlatPat メンテナンス実施のお知らせ【全サービス停止】（INPIT）

## 2. 内容

- 【1】【PCT】国際出願関係手数料改定のお知らせ（特許庁）

2026年4月1日から、日本国特許庁以外の国際調査機関が国際調査を行う場合の調査手数料（EP）が以下のとおり改定されます。2026年4月以降に本手数料の納付をする場合は、手数料の額及び適用関係に御注意をお願いします。

◆日本国特許庁以外の国際調査機関が国際調査を行う場合の調査手数料（EP）  
2026年3月31日以前 323,700円 → 2026年4月1日以降 345,900円

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

[https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct\\_tesuukaitei.html](https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_tesuukaitei.html)

- 【2】日本弁理士会中国会の松本弁理士が IP BASE AWARD 奨励賞を受賞（特許庁）

3月3日（火）に開催された、第7回 IP BASE AWARD 授賞式（主催：特許庁）において、日本弁理士会中国会所属の松本文彦弁理士（松本特許事務所、広島県広島市）が、スタートアップ支援者部門において奨励賞を受賞しました。本部門での受賞は中国地方では初となります。

IP BASE AWARD とは、スタートアップ企業の知財活動・知財支援活動を奨励する

ことで、スタートアップによる知財活用、スタートアップ支援者による知財支援、スタートアップ知財エコシステムへの取組を後押しすることを目的として創設されたものです。

松本弁理士は、広島を拠点に「地方エコシステム」に貢献を果たしている点や、創業初期から CIPO・知財顧問として深く入り込み、出願・秘匿・契約を一体で捉え、知財支援を行っている点が評価され、奨励賞を受賞されました。

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://kyodonewsprwire.jp/release/202603034930>

※授賞式の様子は、後日、特許庁ホームページでも公開予定です。

-----  
【3】【IP ePlat】令和8年1月・2月コンテンツリリースのお知らせ（INPIT）  
-----

INPIT（（独）工業所有権情報・研修館）より、e-ラーニングサイト「IP ePlat」の日本商工会議所×INPIT 連携動画コンテンツリリースのお知らせです。

◆そのアイデアも特許になる！？特許取得の可能性とそのメリット

[https://www.inpit.go.jp/jinzai/topic/info\\_20230324.html#anchor61](https://www.inpit.go.jp/jinzai/topic/info_20230324.html#anchor61)

本動画は、特許取得に必要な要件を分かりやすく解説するとともに、中小企業が特許を取ることで得られるビジネス面のメリット（販路拡大や売上シェア維持など）を解説しています。

◆ロゴを考えたら次のステップ！ブランド確立に不可欠な商標のコト

[https://www.inpit.go.jp/jinzai/topic/info\\_20230324.html#anchor62](https://www.inpit.go.jp/jinzai/topic/info_20230324.html#anchor62)

本動画は、商標がブランドを保護する上でどのような役割を果たすかを分かりやすく解説するとともに、中小企業が商標を取得することで得られるビジネス面のメリット（信用力向上や模倣品対策など）を解説しています。

知財への理解がさらに深まる動画になっておりますので、ぜひご視聴ください。

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

[https://www.inpit.go.jp/jinzai/topic/info\\_20230324.html](https://www.inpit.go.jp/jinzai/topic/info_20230324.html)

■ …… イベント情報 …… ■

イベント情報については、以下の中国地域知的財産戦略本部 HP のイベントカレンダーを随時更新しておりますので、こちらもご活用ください。

▽中国地域知的財産戦略本部 HP イベントカレンダー▽

<https://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/event/index.html>

-----  
【4】「デザイン経営が企業を変える ～なぜ、特許庁がデザイン経営を推進するのか～」のご案内（特許庁）

-----  
特許庁では、企業が「自社らしさ」を軸に持続的な成長を図るための手法である「デザイン経営」の普及に取り組んでいます。

今年度は、「デザイン経営×知的創造サイクル」をテーマに、調査研究を行いながら「新・デザイン経営プログラム」の試行に取り組んできました。

“企業が大切にしてきた『らしさ』や『こだわり』は、知財の創造・保護・活用にどうつながるのか？”という、ちょっとワクワクする問い。その“いま、ここまで見えてきた！”を共有する報告会を開催します。

※なお、対面（経済産業省別館 7 階）は、定員（50 名）に達し次第受付終了します。

【開催日時】 3/18(水) 13:00～16:00

【開催方法】 ベツナナ（経済産業省別館 7 階）（千代田区霞が関 1 丁目 3-1）  
での対面+Microsoft Teams によるオンライン開催

【募集人数】 対面（ベツナナ@経済産業省別館）50 名（先着順）  
オンライン 無制限

【参加費】 無料

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://www.jpo.go.jp/news/shinchaku/event/seminer/design-keiei.html>

-----  
【5】 発明の日記念講演会『「知的財産」×「女性」キャリアデザインを考える』  
のご案内（広島県発明協会）

-----  
イノベーションを加速させるためには、多様な人材が持つ強みを最大限に活かすことが不可欠です。

近年、性別に関わらず活躍できる環境が着実に整いつつあります。知的財産分野においても多様性と包摂性を今後さらに進めていくためには、多様な働き方の実例や取り組みを積極的かつ継続的に発信していくことが重要となります。本講演会では、女性初の特許庁審判部長を務められた今村氏をお招きし、「知的財産」×「女性」の観点から、ご自身のご経験をもとに、キャリア形成における課題や働き方の工夫等についてお話しいただきます。

【開催日時】 4/17(金) 13:30～15:00 【申込締切】 4/10(金)

【参加方法】 「会場」または「Web」よりお選びください。

★会場：広島発明協会 4 階研修室（広島市中区千田町 3-13-11）

★Web：Zoom ウェビナーによりライブ配信

【会場定員】 30 名（定員になり次第締め切ります。）

【参加費】 無料

【お申し込み・お問合せ】

一般社団法人広島県発明協会 担当：西川、吉村

TEL : 082-241-3940 FAX : 082-241-4088

E-mail : [info@hiroshima-hatsumei.jp](mailto:info@hiroshima-hatsumei.jp)

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

<https://www.hiroshima-hatsumei.jp/seminar/0417/>

■ ..... ■  
【9】【知財コラム】 パテントGO！

\*\*\*\*\*

企業や個人の皆様が「知的財産」に対する興味・関心を持つとともに、知識を深めるきっかけにさせていただくことを目的に、「知的財産」に関するコラムの連載をしています。最前線でご活躍される弁理士の方々によるホットな情報をお届けしていますので、お楽しみください。

(日本弁理士会 中国会 <<https://www.jpaa-chugoku.jp/>> にご協力いただき、月1回配信予定です。)

\*\*\*\*\*

■ □ ■ □ ————— |  
□ ■ □ 「ラビオリはべりいまそかり※」 |  
■ □ ————— |  
| 日本弁理士会中国会 弁理士 川角 栄二 |  
————— |

受験シーズンもひと段落し、桜が咲くのが待ち遠しい季節となりました。

さて商標の審査では、出願された商標が他の商標と類似していないかが判断されます。このとき審査官は、商標そのものの類似だけでなく、指定商品・役務が類似かどうかを検討します。では、商品や役務の類似はどのように判断されているのでしょうか。

その拠り所となるのが「類似商品・役務審査基準」です。この基準では、類似と考えられる商品・役務がグルーピングされ、各グループに「類似群コード」が付されています。同じ類似群コードの商品・役務は類似と推定され、異なる場合は非類似と推定されます。

類似群コードごとに、見出しとなる商品・役務が掲載されており、実務ではこれを「短冊」と呼んでいます。短冊の役割は、特定分野の商品・役務を素早く見つけられるようにすることです。例えば第30類で見ますと、類似群コード29A01の短冊は「茶」、29B01は「コーヒー ココア」とあります。うん、分かりやすい。そして32F06の短冊は「ぎょうざ しゅうまい すし たこ焼き 弁当 ラビオリ」・・・ラビオリ？

「ラビオリ」がどんな商品なのか、すぐに思い浮かべられるのでしょうか。誰もが知る「ぎょうざ」や「たこ焼き」と肩を並べるほどの代表選手にしているのか？同じイタリア料理でも「リゾット」や「ラザニア」の方がメジャーなのでは？

もちろん、類似商品・役務審査基準は恣意的に作られているわけではありません。関係団体などの意見を踏まえて決定され、生きた経済に対応するためほぼ毎

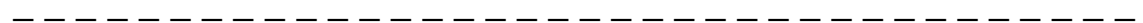
年改訂が行われています。改訂のたびに意見募集も実施され、寄せられた意見により修正されることもあります。

ちなみに、私は審査基準で「ラビオリ」を目にするたびに違和感を覚えています。しかしその違和感ゆえに、今では私の中で「ラビオリ」は尊い存在になっています。これからも末永く、32F06の短冊に、ラビオリ様がいまそかることを願へり。

※古文のラ行変格活用の4動詞「あり・をり・はべり・いまそかり」をもじったもの。



【7】J-PlatPat メンテナンス実施のお知らせ【全サービス停止】(INPIT)



下記の期間はメンテナンス等のため、J-PlatPat 全サービスを停止いたします。ご不便をおかけして申し訳ございませんが、なにとぞよろしくお願いいたします。

2026年3月19日(木)19:00~3月22日(日)9:00(予定)

(メンテナンス作業が終了次第、サービスをご利用いただけます。)

なお、2026年3月19日(木)はヘルプデスクも19:00までとなりますのでご注意ください。

※停止予定日時は変更になることがありますのでご注意ください。

▽詳細は以下のウェブサイトを参照ください。▽

[https://www.inpit.go.jp/j-platpat\\_info/maintenance/notice.html](https://www.inpit.go.jp/j-platpat_info/maintenance/notice.html)



本メールサービスの内容等に対するお問合せ、ご意見、ご要望、また本メールサービスの配信の希望、中止及び配信先の変更等はこちらへお願いします。

中国地域知的財産戦略本部事務局

経済産業省 中国経済産業局 地域経済部 イノベーション推進課 知的財産室

住所：〒730-8531 広島市中区上八丁堀6番30号

TEL：(082)224-5680

E-mail：bzl-cgk-tokkyo アットマーク meti.go.jp

(お願い)上記「アットマーク」を「@」に変更してください。

URL：https://www.chugoku.meti.go.jp/chizai/mail\_mz/index.html

